

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年5月2日(2013.5.2)

【公開番号】特開2011-229810(P2011-229810A)

【公開日】平成23年11月17日(2011.11.17)

【年通号数】公開・登録公報2011-046

【出願番号】特願2010-104954(P2010-104954)

【国際特許分類】

A 6 1 H 7/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 H 7/00 3 2 2 B

A 6 1 H 7/00 3 2 2 D

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月19日(2013.3.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

座部と、この座部の前部に連結した脚載部と、を具備するマッサージ機において、前記脚載部は、被施療者の脚を収容できるようにそれぞれ半割円筒状に形成された左右一対の脚受部を備え、

前記各脚受部は、それぞれエアバッグを具備する4組のエア施療部を備え、被施療者の脚を四方から押圧可能としたことを特徴とするマッサージ機。

【請求項2】

前記エア施療部は、

前記各脚受部の開放面側に配置されて被施療者の脚を前方から押圧可能とした左右一対の第1のエア施療部と、前記各脚受部の奥部壁側に配置されて被施療者の脚を後方から押圧可能とした左右一対の第2のエア施療部とからなり、

前記左右一対の第1のエア施療部のうち、一方の第1のエア施療部のエアバッグは膨張状態が維持できるように構成され、他方の第1のエア施療部のエアバッグ及び前記第2のエア施療部のエアバッグは膨張収縮を繰り返すように構成されていることを特徴とする請求項1記載のマッサージ機。

【請求項3】

前記各エア施療部は、それぞれ複数のエアバッグが重合されて構成されていることを特徴とする請求項1又は2項に記載のマッサージ機。

【請求項4】

前記一方の第1のエア施療部における重合状態に配置された複数のエアバッグのうち、少なくとも被施療者の脚に対して最外側に位置するエアバッグは、その膨張状態を維持して、重合する他のエアバッグの前記脚受部内の奥行方向における膨縮開始位置を規定可能としたことを特徴とする請求項2又は3に記載のマッサージ機。